

タイ国民に対するビザ免除について

本年の日・ASEAN友好協力40周年を契機として、我が国は、7月1日から、短期滞在を目的として訪日を希望されるタイ国民の皆様に対しまして、ビザ免除措置を開始することとなりました。

具体的なビザ免除措置の内容は以下のとおりです。

開始日：2013年7月1日

予定滞在期間：15日以内（短期滞在での活動を目的とするものに限る。）

（注）15日を超える短期滞在での活動を目的とする場合、あるいは、短期滞在以外の就労等を目的とする場合には、従来どおり、ビザを事前に取得する必要があります。

対象者：IC一般旅券所持者に限定

（注）IC一般旅券を所持していない方は、引き続き、ビザを取得する必要があります。

なお、今回の措置を受けて、これまでに取得したビザ及びその発給にかかる手数料の返還はできません。

詳細は下記リンクをご覧ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000361.html